

平成15年9月22日

情報の公開と行刑施設を監視するための委員会について

- 1 はじめに
- 2 行刑施設に関する情報の公表（資料1を参照）
- 3 行刑施設における外部協力者との連携（同上）
- 4 諸外国における行刑施設を監視するための委員会（資料2を参照）
- 5 法制審議会監獄法改正の骨子となる要綱（資料3を参照）
- 6 おわりに

（参考）情報の公開等に関する参考資料

## 特殊事案等の公表

被収容者の死亡事案, 矯正施設で発生した特殊事案について公表する。

## 積極的な情報の公開

## 処遇関連情報の定期的公表

管内矯正施設情報等を毎月公表するとともに, 記者クラブに対する施設説明会, 記者懇談会を実施する。

施設運営の透明性確保

開かれた  
矯正施設を  
目指して

参観

広報

国民・地域社会と共に

## 外部協力者との連携

教誨師による宗教教誨  
篤志面接委員による面接指導  
部外専門家による指導  
更生保護女性会の援助

## 外部協力者・地域社会との連携

## 地域社会との協調

運動会等, 行事への参加  
各種団体等の慰問  
有識者による講話  
その他

## 資料2 行刑施設運営の監視のために施設ごとに設置されている委員会の外国例

	名 称	内 容
英 国	<p>独立監視委員会 ( Independent Monitoring Board )</p> <p>( 監獄法 6 条 , 監獄規則 7 4 ~ 8 0 条 )</p>	<p>構成員 : 応募者の中から内務大臣が任命 ( 行刑施設から 2 0 マイル以内に居住していることが望ましい。 ) 1 3 7 か所の行刑施設で約 1 8 0 0 人</p> <p>任 務 : 行刑施設の建物の状況 , 施設の管理 , 被収容者の処遇に関して視察を行うこと。 内務大臣から命じられた事項について調査し , 報告すること。 ( 重大な規律違反行為についての調査 , 懲罰決定を任務としていたが , 9 2 年に削除された。 )</p> <p>会 合 : 原則として月に 1 回 ( 重大な事案が発生した場合は施設に召喚されることもあり得る。 )</p> <p>視察等 : 輪番制で会合と会合の間に少なくとも一人が行刑施設を訪問する。 委員は , いつでも , 行刑施設内のすべての場所を視察でき , いかなる被収容者とも職員の見聞きできない場所で面会することができる。 行刑施設に備え付けられた記録を閲覧することができる。 ただし , 権限を行使する前に , 規律に影響を及ぼすおそれのある事項は , 施設長と協議を行う。</p> <p>報 告 : 内務大臣に年次報告を提出する。施設長に注意を喚起すべき事項があれば注意喚起を行う。</p>
ドイツ	<p>施設審議会 ( Anstaltsbeirat )</p> <p>( 行刑法 1 6 2 ~ 1 6 5 条 )</p>	<p>構成員 : 各州で規定されているが , 通常 , 市町村議会又は州議会の提案を受けて州司法大臣により任命 ( 行刑施設の職員は構成員とはなれない。 )</p>

		<p>施設の規模に応じて2名から12名の構成員が置かれている。</p> <p>任 務：問題提起及び改善策の提案によって施設長を支援し，受刑者の釈放後の社会復帰を援助すること。 受刑者からの希望，問題提起又は苦情を受理すること。</p> <p>会 合：各州で細目は規定されている。</p> <p>視察等：構成員は，施設及びその設備を視察することができる。 構成員は，受刑者と面会でき，受刑者との会話及び信書の発受は検閲されない。 行刑施設から，収容，就労，職業訓練，食事，医療的配慮及び処遇に関する情報を得ることができる。 ただし，秘密にすることを要する事項，特に受刑者の氏名及び身上について秘密を保持する義務を負う。</p>
フランス	<p>監視委員会 ( Commission de Surveillance )</p> <p>( 刑事訴訟法典727条，政令D180条 )</p>	<p>構成員：県知事，裁判官，検察官，弁護士，県会議員，商工業会議所，被収容者に対する社会的援助事業を行う団体の代表者，社会事業に従事している者又は行刑の問題に関心を寄せている者の中で選ばれたもの等で構成されている。( 行刑施設の長，職員等は構成員となることはできない。)</p> <p>任 務：行刑施設の医療，保安，給養，保健衛生，作業，規律及び規</p>

		<p>則の遵守等について監視を行うこと。 法務大臣に報告する必要があると認める観察，批判又は示唆を法務大臣に報告すること。</p> <p>会 合：年1回以上</p> <p>視察等：必要と認めるときは行刑施設を視察するために一人又は複数の構成員を派遣することができる。 ただし，官憲の行為を行うことはできない。</p> <p>報 告：法務大臣に報告する必要があると認める観察，批判又は示唆を法務大臣に報告すること。</p>
--	--	--

## 資料 3

### 法制審議会監獄法改正の骨子となる要綱（昭和 55 年 11 月 25 日答申）

#### 4 巡閲等

- (3) 刑事施設の長は、その施設の適正な運営に資するため、関係機関の職員、被収容者の処遇に協力する民間の篤志家、学識経験のある者その他の部外者の意見を聴くことができること。

#### 110 その他

改正法の実施に当たり、特に次に掲げる事項について配慮すること。

- (1) 4（巡閲等）の(3)の部外者の意見聴取を活発化するため、刑事施設ごとに同項に掲げる者からなる会議体（刑事施設運営協議会）を設けること。

### 刑事施設法案（平成 3 年 4 月 1 日第 120 回国会提出）

#### （意見聴取）

第 7 条 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。

## 情報の公開等に関する参考資料

### 1 被収容者の死亡事案等に関する公表及び処遇関連情報の定期的公表について

( 1 ) 説明図

( 2 ) 「被収容者の死亡事案に関する公表について」(法務省矯正局長通達)

( 3 ) 「矯正施設で発生した特殊事案に関する公表について」(法務省矯正局長通達)

( 4 ) 「管内処遇情報等の定期的な公表について」(法務省矯正局長通知)

( 5 ) 被収容者の死亡事案に関する公表の例

### 2 外部協力者・地域社会との連携・協調

## 公表の対象とする事案

### 被収容者の死亡事案 (例)

被収容者間における殺傷行為等による死亡  
保護房収容中及び革手錠使用中並びにそれらの解除後おおむね  
1週間以内の死亡  
職員による制圧等の行為中及びその制圧等の行為後おおむね  
1週間以内の死亡  
自殺  
作業事故，食中毒その他の事故による死亡  
上記以外で，司法解剖の実施が把握できた死亡

### 矯正施設で発生した特殊事案

- (1) 被収容者の受傷事案
  - ア 職員の非違行為により受傷した場合
  - イ 被収容者による暴行等により重傷を負った場合
  - ウ 作業中，教育活動中等の事故を原因として，生活に影響する高度の後遺症が残ることが明らかになった場合
- (2) 逃走事案
- (3) 暴動事案
- (4) 消防署等関係機関に通報した火事，被災事案
- (5) 食中毒と認定された事案
- (6) 不正経理等，国の機関として不適正な運営が行われた事案
- (7) 上記各事案のほか，個別に検討し，社会的影響等を勘案して公表することが適当と判断される事案

## 処遇関連情報の定期的公表

### 公表する内容

管内矯正施設情報  
・ 月末現在収容人員  
・ 懲罰事犯別受罰人員  
・ 事件送致件数  
・ 保護房使用件数  
・ その他，管内矯正施設に関する総括的な状況  
広報関連情報  
全国の収容統計，その他

### 公表方法

- (1) 原則として1月に1度，担当記者クラブに対し，ファクシミリによる連絡，記者説明会等を行う
- (2) 年に1回以上は記者クラブに対する施設見学説明会，記者懇談会を実施する。



法務省矯総第541号  
平成15年2月27日

矯正管区長 殿  
矯正施設の長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 中 井 憲 治

被収容者の死亡事案に関する公表について（通達）

被収容者の死亡事案については、これまで、被収容者のプライバシー保護等の観点から、報道機関からの取材に応答する場合を除き、矯正施設側から事案内容等の公表を行うことは控えてきたところでありますが、今後は、別紙に例示する死亡事案については、報道機関を通じ公表することとしたので、その実施に当たっては、下記事項に留意し、遺漏なく取り扱われるよう配意願います。

記

- 1 公表は、最寄り記者クラブ幹事社に対し、事案の概要を記載した文書をファックスするなどの適当な方法で行うこと。
- 2 公表に当たっては、死亡した被収容者の氏名、生年月日、入所前の住所等が明らかになり、個人が特定されることがないように、当該被収容者、遺族その他の関係者のプライバシーの保護等に必要な配慮を行うこと。
- 3 公表に際しては、公表する旨を検察庁等の関係機関にあらかじめ連絡し、司法解剖が行われるなど捜査が開始されている場合は、捜査に影響を及ぼすことのないよう配意すること。
- 4 公表は、速やかに行うこと。なお、休庁期間中の事案については、原則として休庁明けに行うこと。

## 別紙

### 公表対象事案（例）

- 1 被収容者間における殺傷行為等による死亡
- 2 保護房収容中及び革手錠使用中並びにそれらの解除後おおむね 1 週間以内の死亡
- 3 職員による制圧等の行為中及びその制圧等の行為後おおむね 1 週間以内の死亡
- 4 自殺
- 5 作業事故，食中毒その他の事故による死亡
- 6 上記以外で，司法解剖の実施が把握できた死亡

法務省矯総第3178号  
平成15年 8月20日

矯正管区長 殿  
矯正施設の長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 横田 尤孝

矯正施設で発生した特殊事案に関する公表について（通達）

矯正行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、矯正施設で発生した特殊事案については、一般的に公表することが望まれるところ、各施設において、その取扱いが区々にわたるおそれも否定できないことから、原則として下記により事案の概要を公表することとしたので、その実施に当たっては、遺漏なく取り扱われるよう配意願います。

なお、被収容者の死亡事案については、本年2月27日付け法務省矯総第541号当職通達「被収容者の死亡事案に関する公表について」により実施願います。

#### 記

#### 1 公表の対象とする事案

##### (1) 被収容者の受傷事案

ア 職員の非違行為により受傷した場合

イ 被収容者による暴行等により重傷を負った場合

ウ 作業中、教育活動中等の事故を原因として、生活に影響する高度の後遺症が残ることが明らかになった場合

##### (2) 逃走事案

##### (3) 暴動事案

##### (4) 消防署等関係機関に通報した火事、被災事案

##### (5) 食中毒と認定された事案

##### (6) 不正経理等、国の機関として不適正な運営が行われた事案

##### (7) 上記各事案のほか、個別に検討し、社会的影響等を勘案して公表することが適当と判断される事案

## 2 公表に当たっての留意事項

(1) 公表の内容は、公表の必要性和プライバシーの保護等を勘案し、以下の場合については、公表の適否も含め、特に慎重に判断すること。

ア 受傷者が被収容者であって、当該受傷者（少年にあつては、当該受傷者の保護者を含む。）が事案の公表を求めないとき、又は公表により当該受傷者が特定される可能性が極めて高いとき。ただし、受傷が職員の非違行為等による場合を除く。

イ 少年の逃走事案において、直ちに身柄が確保され、かつ、二次犯罪をじゃっ起していないとき

(2) 公表に当たっては、当該事案の被害者はもちろん、関係者のプライバシーの保護等に必要な配慮を行うこと。

## 3 公表の方法等

(1) 公表は、最寄り記者クラブ幹事社に対し、事案の概要を記載した文書をファックスするなどの適当な方法で行うこと。ただし、事案により、記者説明会又は記者会見を実施することも考慮すること。

(2) 公表は、公表できる時期又は公表すべき時期に速やかに行うこと。

## 4 その他

(1) 捜査機関に通報した事案を公表する場合は、あらかじめ公表の時期、内容等について当該捜査機関と連絡を密に取り、捜査の妨げにならないよう配慮すること。

(2) 事案によっては、関係機関が先に公表する場合もあることから、関係機関と密に連絡を取り、関係機関の諸手続に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

法務省矯総第2944号  
平成15年 7月31日

矯正管区長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 横 田 尤 孝

管内処遇情報等の定期的な公表について（通知）

標記について、矯正施設における処遇関係情報の透明化を促進するとともに、矯正管区が主体となった広報活動を活発化するため、本年9月から、各矯正管区において、下記のとおり管内の処遇情報等を定期的に公表することとしたので、通知します。

記

- 1 公表する情報の内容
  - (1) 管内矯正施設情報（全矯正管区共通）
    - ア 月末現在収容人員
    - イ 懲罰事犯別受罰人員
    - ウ 事件送致件数
    - エ 保護房使用件数
    - オ その他、管内矯正施設に関する総括的な状況
  - (2) 積極的に広報すべき事項
  - (3) 翌月の各施設における行事等で取材可能なもの
  - (4) 矯正局から提供する全国の収容統計等
  - (5) 年間の管内収容統計等（1年に1度）
- 2 発表方法
  - (1) 原則として1月に1度、担当記者クラブに対し、ファクシミリによる連絡、記者説明会又は記者会見により情報を提供する。
  - (2) 年に1回以上は記者クラブに対する施設見学説明会、記者懇談会を実施する。

## 被収容者の死亡事案に関する公表の例

平成15年9月10日

府中市記者クラブ幹事社 御中

本月9日午前6時48分ころ、当所の病室に収容中の60歳代の男性受刑者が、便器にもたれかかるように倒れているところを職員が発見し、声をかけたところ、職員の問い掛けにも反応しないなど異常が認められたため、直ちに看護師により、救命措置を講じましたが、午前7時10分、当所医師により死亡が確認されました。

同日、東京地方検察庁八王子支部に通報しました。

府中刑務所

取材対応者

総務部調査官 田代正義

庶務課長 藤本 恵

(TEL042-340-7416)

## 外部協力者・地域社会との連携・協調

### 教誨師による宗教教誨

被収容者の宗教上の希望に応じ、民間の篤志の宗教家である教誨師による宗教教誨が実施されている。宗教教誨は、被収容者に信教の自由を保障するとともに、精神的救済や心情の安定をもたらすことにより、収容目的にかなうよう側面から被収容者を援助する効果をも併せ持っている。宗教行事、礼拝、面接、講話等が行われており、指導回数は、平成14年1年間で、15,945回となっている。

### 篤志面接委員による面接指導等

専門的知識や経験に基づいて、受刑者が持つ種々の問題の解消を図り、あるいは、教養、趣味を向上させることを目的として、民間の篤志家である篤志面接委員による助言・相談、専門的知見に基づく指導が行われている。篤志面接委員は、学識経験者、更生保護関係者、法曹関係者などからなり、面接等の指導回数は、平成14年1年間で、15,088回となっている。

### ゲストスピーカーによる指導

行刑施設においては、被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰について賛同していただける第三者的な立場の方（ゲストスピーカー）を招へいし、受刑者に自分の与えた被害の大きさを自覚させ、被害者の気持ちを理解させ、謝罪の気持ちを養わせる指導を行っている。平成14年度の指導回数は、34庁で383回となっている。

### 外部専門家による指導

行刑施設における処遇類型別指導、教科教育、簿記、珠算等の指導や絵画、書道等の教育活動に関しては、専門的な知識等を必要とする場合があることから、そのような活動については、篤志面接委員の他にも、外部の専門家に協力を依頼している。

松本少年刑務所内に、受刑者の社会復帰に資することを目的として、義務教育履修の機会を与えるために松本市立旭町中学校桐分校が設けられており、本校から桐分校主任として1名の教諭が派遣され授業を担当している。

釈放前の指導及び援助を行う際には、釈放後の生活についての不安を解消し、社会生活の見通しを立てさせるとともに、改善更生の意欲を確実に持てるようにするという観点から、ハローワークや保護観察所等への社会見学を実施している。

#### 更生保護女性会からの援助

更生保護女性会は、地域の犯罪予防と犯罪者や非行少年の更生保護に協力し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする民間有志の団体であり、盆踊りや運動会等各種行事への参加、また激励の講話など援助を得ている。

#### 地域住民からの援助

被収容者の心情の安定を図ることを目的とした慰問を始めとして、運動会や盆踊り等の行事においては、積極的に地域住民に参加を得て、地域社会との活発な交流に努めている。